

平成 25 年 6 月 28 日

国土交通省海事局長

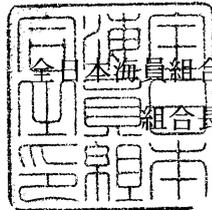
森 雅人 殿



日本船主協会
朝倉 次郎



国際船員労務協会
長 飯塚 孜



藤澤 洋士



日本人船員（海技者）の確保・育成に関する申入れ

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。海運業界の活動につきまして、平素からご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴省のご支援を得て平成 19 年度から実施しております「外航日本人船員（海技者）確保・育成スキーム」につきましては、これまでに 86 名（1～6 期生）を受け入れ、55 名が海事関連企業に就職、うち 47 名が海運事業者に就職するなど、若年者の外航海運への再チャレンジの機会を確保するとともに、海運事業者が求める即戦力となる人材の供給スキームとして、日本人船員（海技者）の確保・育成の一翼を担ってきたところであります。

しかしながら、事業開始から 5 年が経過し、実績を積み重ねる中で、改善すべき課題を認識するに至っております。

このため、日本船主協会及び国際船員労務協会並びに全日本海員組合は、このスキームが日本人船員（海技者）を確保・育成するという当初の目的をより効果的に実現する施策とするべく、関係者の意見等も踏まえ検討し、今般、別添の通り、「外航日本人船員（海技者）確保・育成スキームの代替骨子」を取りまとめましたのでご報告申し上げます。

また、本年 6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略」においても、雇用分野ではトライアル雇用奨励金の拡充、中小企業と学生とのマッチングの強化等が盛り込まれたところです。

このような状況を踏まえ、本骨子による新たな制度を実現するためには、今後、国及び関係団体の関与が不可欠でありますので、本制度の実現に向け貴省のご指導とご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

外航日本人船員（海技者）確保・育成スキームの 見直しにかかる「骨子」について

1. これまでの経緯

- 1) 四面環海の我が国にとって、外航海運は、我が国経済・国民生活を支える上で大きな役割を果たしており、その安定的な国際海上輸送の確保の観点から、人的基盤である外航日本人船員（海技者）の確保・育成は重要な課題であるが、今日、厳しい国際競争に晒される中で、外航日本人船員は、2000人台までに減少するに至っている。
- 2) 日本船主協会と全日本海員組合においては、こうした現状と外航日本人船員（海技者）の確保・育成の重要性の認識を共有し、平成18年5月23日に日本人船員（海技者）確保・育成に資するための施策にかかる骨子を取りまとめ、同年6月12日に施策の実現に向けて国土交通省に申入れを行い、官労使による「外航日本人船員（海技者）確保・育成スキーム」を平成19年4月より開始したところである。
- 3) 本スキームは、船員教育機関の卒業生等の外航未経験者を対象に、最長5年の育成期間を通じた外航商船における実務訓練によるキャリア形成と即戦力となる人材の育成を図ることで船社の採用と育成を補完するものとして、また、若年者の外航海運へのいわば再チャレンジの機会として、これまでに86名（1～6期生）を受入れ、55名が海事関連企業に就職し、うち海運事業者には47名が就職するなど、日本人船員の確保・育成の一翼を担ってきたところである。
- 4) しかしながら、事業開始から5年が経過し、育成期間を満了しても船社に就職できない者が数名発生し、訓練生に就業の意志があるにもかかわらず、雇用に結び付かない場合がある等の改善すべき課題も認識するに至っているところである。
- 5) このため、日本船主協会及び国際船員労務協会並びに全日本海員組合においては、本スキームが日本人船員（海技者）を確保・育成するという当初の目的をより効果的に実現する施策とするべく、関係者の意見等も踏まえ検討し、2. の考え方を基本として、見直しの「骨子」を取りまとめるに至ったところである。

2. 見直しの方向性

厳しい国際競争に晒される中で、多くの外航海運事業者においては、依然として自社養成による新人船員の採用・育成は困難な状況にあり、新人船員の採用意欲はあるものの、実務経験を有する即戦力を求めざるを得ない傾向にある。他方、実務

経験がない船員教育機関等の学生にとって、外航海運への道は、大手・準大手船社に希望者が集中する中で狭き門となっている。

従って、新人船員の確保・育成における「求人・求職」、「技能・技量」の面において乖離が生じている現状に変化はなく、見直しに際しては、海運事業者と外航海運を希望する若年者の雇用機会の確保、中小船社等の事業規模に配慮した社内育成の補完を柱に、

- ①若年者の不安定な身分の解消
- ②受益者負担と責任関係の明確化

といった課題に対応する形での制度設計の見直しが必要である。

3. 「骨子」の概要

外航海運を希望する学生（未内定者）等と新規採用を希望する中小船社等とのマッチングを行う場を確保するとともに、当該マッチングの場等を活用した積極的な就職斡旋による雇用促進を図るため、中小船社が抱える新規採用リスクを補完する支援スキーム（社内研修、船員としての職業訓練等の支援）を設けることにより、中小船社等と学生との間のミスマッチを解消し、若年船員の雇用促進と外航日本人船員の確保・育成を図る。

4. 「骨子」の内容

（1）就職斡旋（企業合同面接会）について

外航海運を希望する学生（未内定者）等と新規採用を希望する企業とのマッチングの場を設けるとともに、当該マッチングの場を活用した積極的な就職斡旋を図る。

1) 開催時期

船員教育機関等の学生の就職活動時期を勘案し、決定する。

2) 開催場所

船員教育機関、海運事業者等の集約地を勘案し、決定する。

3) 開催回数

1)、2)を勘案し、決定する。

4) その他

乗船訓練の時期等の部分で当該面接会に参加できない者にもマッチングの機会を確保するための面接会を補完する個別就職斡旋の方策を設ける。

(2) 支援スキームについて

(1) の就職斡旋を通じた雇用促進を図るため、支援スキームについては、次のような考え方を基本に具体的なプログラムを策定し取り組むこととする。

1) 支援対象

(1) の就職斡旋を通じて内定・雇用が成立した者を対象に、育成の補完、その他必要な支援を実施する。

2) 支援内容

- ① 現行事業の一年目の導入研修を念頭に、陸上座学研修及び乗船研修を実施し、教育・訓練を補完する。ただし、具体的なカリキュラムは、別途検討の上、決定するとともに、乗船研修は自社での対応を基本とする。
- ② 支援期間を通じた財政支援について、別途検討の上、決定する。

3) 支援期間

一般的な外航船社における新人船員の見習い研修期間を勘案し、1年程度とする。

4) 定員数

現行事業と同様、20人程度とする。

(3) 運営について

現行事業における外航日本人船員（海技者）確保・育成推進協議会を継続し、官労使による運営を基本とする。事務局は、公益財団法人船員雇用促進センター（以下「事務局」という。）で実施するものとし、具体的な事務は別途検討の上、決定する。

(4) 必要な資金の確保と負担について

必要とする資金は、国の助成、民間の支援等によって確保し、関係機関は応分の負担により補うことを基本に、資金確保の具体的分担等、別途検討の上、決定する。

5. 現行スキームにおける訓練生の取扱いについて

現行スキームに在籍する訓練生については、引き続き、関係者の協力の下で、即戦力として活躍できる船員としてのキャリア形成を図るとともに、進路指導委員会が事務局を通じて積極的な就職斡旋を図り、訓練生一人一人に誠心誠意対応する。

以上